

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年11月11日

【四半期会計期間】 第107期第2四半期(自平成23年7月1日至平成23年9月30日)

【会社名】 スタンレー電気株式会社

【英訳名】 Stanley Electric Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 北野隆典

【本店の所在の場所】 東京都目黒区中目黒2丁目9番13号
(上記は登記上の本店所在地であり、本社業務は下記「最寄りの連絡場所」において行っております。)

【電話番号】 -

【事務連絡者氏名】 -

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号

【電話番号】 03(6866)2222

【事務連絡者氏名】 執行役員・経理部門長 飯野勝利

【縦覧に供する場所】 スタンレー電気株式会社 大阪支店
(大阪市淀川区西中島7丁目1番5号)

スタンレー電気株式会社 名古屋支店
(名古屋市東区葵3丁目22番8号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第106期 第2四半期 連結累計期間	第107期 第2四半期 連結累計期間	第106期
会計期間		自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日	自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
売上高	(百万円)	124,463	109,326	248,081
経常利益	(百万円)	16,305	11,949	32,579
四半期(当期)純利益	(百万円)	8,915	4,263	17,112
四半期包括利益 又は包括利益	(百万円)	1,476	5,413	12,958
純資産額	(百万円)	207,153	206,024	216,769
総資産額	(百万円)	285,079	280,402	297,967
1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	51.38	24.85	98.95
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)			98.94
自己資本比率	(%)	67.9	68.3	67.5
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	15,531	9,020	34,344
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	13,023	9,625	27,619
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	6,843	5,356	7,300
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	59,642	55,233	63,529

回次		第106期 第2四半期 連結会計期間	第107期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日	自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	23.65	21.32

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 第106期第2四半期連結累計期間及び第107期第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

4 第106期第2四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社並びにグループ各社（以下、当社グループ）が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった事項は、次のとおりです。なお、文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(9) 法律・規制、その他に関するリスクについて

当社グループは、日本をはじめ、米州、アジア・大洋州、中国、欧州等の諸地域で事業を展開しております。これらの市場での事業展開・進出には、例えば、以下のようなリスクが内在しており、これらの事態が発生した場合、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

- ・ 公正な競争に関する規制、知的財産権、製造物責任、環境、労務、租税、通貨管理等に係る諸地域の各種法令や規則の予期しない変更、各種法令や規則に基づく当局による措置、これらに対応する費用の増加
- ・ 不利な政治的要因の発生、テロ、紛争、疫病、その他の要因による社会的及び経済的混乱
- ・ 労働環境の変化や人材の採用と雇用の難しさ

(10) 訴訟その他の法的手続にかかわるリスクについて

当社グループの技術開発は、他社製品と差別化できる技術・ノウハウを蓄積してきておりますが、第三者が当社グループの知的財産権を使用し類似した製品を製造することを完全には防止できない可能性があります。また、当社グループが事業活動を展開する上で、知的財産権、製造物責任、環境、労務等、様々な訴訟、規制当局による措置その他の法的手続により、当社グループに対して損害賠償請求、規制当局による金銭的な賦課又は事業活動に関する制約が生じる可能性があります。これらの事態が発生した場合には当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等に、変更及び新たな締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災により厳しい状況が続きましたが、サプライチェーンの復旧により企業の生産活動は徐々に正常化に向かい、個人消費に持ち直しが見られる等、緩やかに回復しつつあります。しかしながら、欧米経済の減速懸念、長引く円高や株安等、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

海外に目を向けますと、米国経済は、失業率の高止まりや景気先行きの不透明感等を背景に、個人消費が低迷する等、減速感を強めております。

アジア各国の経済は、物価上昇等を受け成長ペースはやや鈍化しているものの、良好な雇用環境を追い風に個人消費が底堅く推移しております。中国経済は、引き続き個人消費の増加や輸出の増加等内外需ともに高成長を持続しております。

欧州経済は、ギリシャ財政危機に端を発する欧州各国の金融市場の不安定化が主要国であるドイツやフランスにも波及しつつあり、個人消費も低調に推移する等、減速が続いております。

以上のような厳しい経済環境ですが、当社グループでは、市場ニーズを的確に捉えた製品開発、受注拡大を目指した営業力強化、生産工程や間接部門の徹底的なムダ取りといった「生産革新活動」による生産性向上、原価低減等を着実に実行し、成果をあげております。しかしながら、主に東日本大震災により日系企業が国内外で低迷した影響は大きく、当第2四半期連結累計期間においては、売上高は1,093億2千6百万円(前年同期比12.2%減)、営業利益は111億2千万円(前年同期比26.6%減)、経常利益は119億4千9百万円(前年同期比26.7%減)、四半期純利益は42億6千3百万円(前年同期比52.2%減)となりました。セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

自動車機器事業

世界の自動車生産及び販売台数は、各地域で増加傾向となっております。しかし、東日本大震災に伴うサプライチェーンの寸断による生産性の低下は徐々に正常化に向かっているものの、まだ回復の途上にあります。

このような市場環境の中、当社グループの自動車機器事業の売上高及び営業利益は減収減益となりました。

その結果、当第2四半期連結累計期間における自動車機器事業の売上高は747億6千3百万円(前年同期比13.0%減)、営業利益は110億8千2百万円(前年同期比7.1%減)となりました。

なお、足元の市場は予想以上の回復を見せているものの東日本大震災により日系企業が国内外で低迷した影響は大きく、前年同期比で減収減益となりましたが、今後の売上高拡大に向けた生産体制の構築を行い、収益性の確保を目指します。

コンポーネンツ事業

当セグメントが関連する自動車及びエレクトロニクス市場は、自動車市場等のサプライチェーンの生産復旧が進む一方で、欧米経済の減速懸念を背景に低調に推移しました。このような市場環境の中、当社グループのコンポーネンツ事業のLEDやLCD(液晶)等の電子デバイス製品の売上高及び営業利益は、自動車生産を中心に企業の生産は徐々に回復基調となっているものの、まだ回復途上にあり、総じて減収減益となりました。

その結果、当第2四半期連結累計期間におけるコンポーネンツ事業の売上高は119億1千4百万円(前年同期比25.2%減)、営業利益は6億7千6百万円(前年同期比73.4%減)となりました。

今後は、市場回復を背景に、製品ラインナップの拡充等に注力し、売上高拡大を目指します。

電子応用製品事業

当セグメントが関連する自動車及びエレクトロニクス市場は、自動車市場等の生産復旧が進む一方で、欧米経済の減速懸念を背景に低調に推移しました。

このような市場環境の中、当社グループの電子応用製品事業のLED照明製品、液晶用バックライト、ストロボ、操作パネル等のユニットやモジュールの売上高及び営業利益は、デジタルスチルカメラ向けストロボが新機種効果等により増収となったものの、自動車をはじめとした市場は回復途上にあり、自動車向け操作パネルが減少する等、総じて売上高はほぼ横ばいで推移し、営業利益は減益となりました。

その結果、当第2四半期連結累計期間における電子応用製品事業の売上高は225億9千7百万円(前年同期比0.2%増)、営業利益は11億6千2百万円(前年同期比23.7%減)となりました。

今後は、市場回復を背景に、顧客ニーズを的確に捉えた製品開発を強化し、売上高拡大を目指します。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末における総資産は2,804億2百万円となり、前連結会計年度末に比べ175億6千5百万円減少しております。主な要因は、流動資産が66億5千1百万円、投資その他の資産が72億3百万円減少したことによるものです。流動資産の主な減少は、配当金の支払いと自己株式を取得したことによる現金及び預金の減少等によるものです。また、投資その他の資産では、株価の下落に伴い投資有価証券が減少しております。

負債は743億7千8百万円となり、前連結会計年度末に比べ68億1千9百万円減少しております。主な要因は、前第4四半期連結会計期間に比べ、当第2四半期連結会計期間の仕入が減少したことにより支払手形及び買掛金が減少したことと、投資有価証券が減少したことにより繰延税金負債が減少したこと等によるものです。

純資産は2,060億2千4百万円となり、前連結会計年度末に比べ107億4千4百万円減少しております。主な要因は、その他の包括利益累計額が99億9千1百万円減少し、株主資本が2億8千2百万円増加したこと等によるものです。その他の包括利益累計額の減少は、円高に伴い為替換算調整勘定が減少したこと等によるものです。また、株主資本の増加は、配当金の支払いや自己株式の取得があったものの、四半期純利益の計上によるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前第2四半期連結累計期間に比べ44億8百万円減少し、552億3千3百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、確定拠出年金移行に伴う未払金の支払額の減少68億8千2百万円、退職給付引当金の増減額の増加4億8百万円等による資金増があったものの、税金等調整前四半期純利益の減少70億8千9百万円、売上債権の増減額の増加66億2千2百万円、固定資産臨時償却費の減少8億5千1百万円等による資金減により、前第2四半期連結累計期間に比べ65億1千万円減少し、90億2千万円となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出の増加10億円等による資金減があったものの、有形固定資産の取得による支出の減少24億1千8百万円、有価証券及び投資有価証券の売却及び償還による収入の増加12億9百万円、定期預金の払戻による収入の増加7億8千3百万円等による資金増により、前第2四半期連結累計期間に比べ33億9千7百万円増加し、96億2千5百万円となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式の取得による支出の減少7億6千万円、少数株主への配当金の支払額の減少4億8千万円、短期借入金の純増減額の増加2億3千2百万円等による資金増により、前第2四半期連結累計期間に比べ14億8千7百万円増加し、53億5千6百万円となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

一 基本方針の内容（概要）

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉である当社が長年培ってきた“光技術”及びそれを維持・発展させる技術力やノウハウ、多様な市場、顧客に対応する幅広い事業分野及びそれを維持・発展させるノウハウ、自動車メーカー、エレクトロニクスメーカーといった優良な顧客との間で長期にわたって築かれてきた友好的な取引関係及び厚い信頼関係、当社の革新的な企業文化や高い技術力を支え、生産活動を通じて蓄積されてきたノウハウや技能を有する優秀な従業員の存在、といった有形無形の財産を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付がなされた場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て大量買付の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、その株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、大量買付の対象となる会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいはその取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、大量買付の対象となる会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、大量買付の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

このように当社株式の買付けを行う者が、当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。当社は、このような濫用的な買収に対しては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては不適切であり、必要かつ相当な対抗措置を講じることが必要であると考えております。

二 基本方針実現のための取組み（概要）

1. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、グループ共有の基本的価値観である『スタンレーグループビジョン』を目指し、達成すべき10年間の目標として「スタンレーグループ第2長期経営目標」を策定しました。そして、この第2長期経営目標を段階的に実現していくため、平成22年4月から3ヶ年毎の「中期3ヶ年経営計画」を策定し、実行を開始しています。

第 期中期3ヶ年経営計画（平成22年4月～平成25年3月）は、「キャッシュフロー経営の強化」「新事業創出の基盤確立」「挑戦する風土の定着」を最重要事項として位置づけております。

以上の取り組みにより、いかなる環境下でもキャッシュを創出する強靱な企業体質を形成し、成長し続けることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を最大化できるものと考えております。

また、当社は、コンプライアンス及びリスク管理の徹底により企業としての社会的責任を果たしていくことが、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を図る上で不可欠な要素と考え、コーポレート・ガバナンスに由来から取り組んでおります。当社では、独立した社外監査役3名を含む5名の監査役が、独立した内部監査組織であるコーポレートガバナンス推進室と緊密な連携をとりつつ、経営の透明性を高めるべく公正中立な観点から取締役の職務執行の監査を実施しております。さらに、平成22年6月29日開催の第105回定時株主総会において、社外取締役1名が選任されました。また、意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、それぞれの責任を明確化するため、執行役員制度を導入しております。加えて、個々の従業員における遵法意識を醸成し、その社内定着を図るため、平成17年に『スタンレーグループ行動規範』を制定するとともに、社内教育にも注力しており、全社一丸となって企業価値の向上に努めております。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成22年5月24日開催の当社取締役会において、一で述べた基本方針に照らし、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を継続的に導入することを決定し、平成22年6月29日開催の第105回定時株主総会において、本プランの継続的導入につき承認を得ております。

本プランは、以下の 又は に該当する買付等がなされる場合を適用対象とします。

当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得

当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

当社の株券等について買付等を行おうとする者は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面等（以下「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書の様式を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した書式に従い、買付内容等の検討に必要な情報等（以下「本必要情報」といいます。）を記載した買付説明書を当社取締役会に対して提出していただきます。当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを、経営陣から独立している社外取締役、社外監査役等で構成される独立委員会に送付します。独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限（原則として、60日を上限とします。）を定めた上、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、適宜回答期限（原則として60日を上限とします。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見等を提供するよう要求することができます。独立委員会は、買付者等及び当社取締役会からの情報等を受領してから原則として最長60日間が経過するまでの間、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、その他買付者等の買付等の内容の検討の結果、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合等、本プランに定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。独立委員会は、買付等について発動事由が存しないと判断した場合、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。新株予約権の無償割当てを実施する場合、当該新株予約権は、金1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内において、当社取締役会が決定した金額を払い込むことにより行使し、普通株式1株を取得することができるものとします。また、当該新株予約権には、買付者等による権利行使が認められないという行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社普通株式1株と引換えに新株予約権1個を取得することができる旨の取得条項が付されるものとします。

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して、新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。なお、当社取締役会は、本プランに従った新株予約権の無償割当てを実施するに際して、独立委員会が新株予約権の無償割当ての実施に際して予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、又は買付等について発動事由の該当可能性が問題となっており、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆さまの意思を確認することができるものとします。

本プランの有効期間は、平成22年6月29日開催の第105回定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において、新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限の当社取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合又は取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは廃止されるものとします。また、本プランの有効期間中に独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。当社は、本プランの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実及び（変更等の場合には）変更等の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。なお、本プランの継続的導入にあたっては、新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆さまに直接具体的な影響が生じることはありません。

三 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

二1.に記載した基本方針の実現に資する特別な取組みは、一に記載した基本方針に従い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に沿うものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。また、当社取締役会といたしましては、二2.に記載した本プランも、以下の事項を考慮し織り込むことにより、基本方針に従い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に沿うものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えています。

(1) 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上

本プランは、基本方針に基づき、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆さまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆さまのために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを目的として導入されるものです。

(2) 株主意思の重視

当社取締役会は、本プランで定めるとおり、一定の場合には株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆さまの意思を確認することができることとしております。加えて、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において当社取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆さまのご意向が反映されることとなっております。

(3) 独立性のある社外取締役等の判断の重視及び第三者専門家の意見の取得

本プランの発動に際しては、独立性のある社外取締役等のみから構成される独立委員会による勧告を必ず経ることとされています。さらに、独立委員会は、当社の費用において独立した第三者専門家等の助言を受けることができるものとされており、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

(4) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は26億4千7百万円であります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	750,000,000
計	750,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年11月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	181,340,000	180,000,000	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は 100株であります。
計	181,340,000	180,000,000		

(注) 平成23年9月28日開催の取締役会において、自己株式の消却を決議し、平成23年10月12日に発行済株式総数は1,340,000株減少し、180,000,000株となりました。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成23年7月29日
新株予約権の数	2,115個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	211,500株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,124円 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成26年4月1日～平成29年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 発行価格 1,124円</p> <p>2. 資本組入額 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げる。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額からに定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1. 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員、理事、顧問、事業顧問、従業員、再雇用者、嘱託その他これに準ずる地位にあることを要する。</p> <p>2. 新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 (1) 割当日後、当社が当社普通株式につき、次の 又は を行う場合は、それぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整し、調整の結果生ずる 1 円未満の端数はこれを切り上げる。
 株式分割又は株式併合を行う場合、

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

時価を下回る価額で、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式に使用する「既発行株式数」とは基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が当該日において保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という。）新株予約権者に対しては、次の算式により、当社普通株式を交付するものとし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

- (3) 上記(1) 及び に定める場合の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

- 3 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

下記（注）4に準じて決定する。

- 4 当社は、以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年7月1日 ～ 平成23年9月30日		181,340		30,514		29,825

(注) 平成23年9月28日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式1,340,000株消却することを決議し、平成23年10月12日に消却しております。

(6) 【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	9,362	5.16
本田技研工業株式会社	東京都港区南青山2丁目1番1号	9,235	5.09
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	9,024	4.98
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	8,111	4.47
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本生命証券管理部内	7,651	4.22
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	6,517	3.59
ステートストリートバンクア ンドトラストカンパニー (常任代理人 香港上海銀行東京 支店)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	5,786	3.19
野村信託銀行株式会社(退職給付 信託三菱東京UFJ銀行口)	東京都千代田区大手町2丁目2番2号	5,440	3.00
メロンバンクトリーティークラ イアーツオムニバス (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行決済営業部)	ONE BOSTON PLACE BOSTON, MA 02108 (東京都中央区月島4丁目16番13号)	3,070	1.69
全国共済農業協同組合連合会 (常任代理人 日本マスタートラ スト信託銀行株式会社)	東京都千代田区平河町2丁目7番9号 (JA共済ビル) (東京都港区浜松町2丁目11番3号)	3,048	1.68
計		67,248	37.08

(注) 1 上記のほか、当社所有の自己株式10,311千株(5.69%)があります。

2 上記所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 9,362千株

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 9,024千株

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9) 6,517千株

3 野村信託銀行株式会社(退職給付信託三菱東京UFJ銀行口)につきましては、株式会社三菱東京UFJ銀行が所有していた当社株式を退職給付信託として委託した信託財産であり、議決権の行使については、株式会社三菱東京UFJ銀行の指示により行使されることとなっております。

4 平成23年8月17日付にて、アーチザン・インベストメンツ・ジーピー・エルエルシーから関東財務局長に提出された大量保有に関する報告書により、平成23年8月15日現在で以下の株式を所有している旨の報告

を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。
なお、その大量保有に関する報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
アーチザン・インベストメンツ ・ジーピー・エルエルシー (Artisan Investments GP LLC)	アメリカ合衆国53202ウィスコンシン州ミル ウォーキー、スイート800、ウィスコンシン ・アヴェニュー-875E	9,259	5.11
計		9,259	5.11

5 平成23年6月6日付にて、中央三井アセット信託銀行株式会社及びその共同保有者から関東財務局長に提出された大量保有に関する報告書により、平成23年5月31日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。
なお、その大量保有に関する報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
住友信託銀行株式会社	大阪市中央区北浜4丁目5番33号	6,041	3.33
中央三井アセット信託銀行株式会社	東京都港区芝3丁目23番1号	1,867	1.03
中央三井信託銀行株式会社	東京都港区芝3丁目33番1号	1,050	0.58
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂9丁目7番1号 ミッドタウン・タワー	276	0.15
The Sumitomo Trust Finance(H. K.)Ltd.(住友信託財務(香港)有 限公司)	Suites 704-706, 7th Floor, Three Exchange Square, 8 Connaught Place, Central, Hong Kong	225	0.12
計		9,461	5.22

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 10,311,400		
完全議決権株式(その他)	普通株式 170,863,600	1,708,636	
単元未満株式	普通株式 165,000		
発行済株式総数	181,340,000		
総株主の議決権		1,708,636	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が3,000株(議決権30個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式20株が含まれております。

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
スタンレー電気株式会社 (自己保有株式)	東京都目黒区中目黒 2丁目9番13号	10,311,400		10,311,400	5.69
計		10,311,400		10,311,400	5.69

(注) 株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権10個)あります。
なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間において、役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成23年7月1日から平成23年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	59,007	51,932
受取手形及び売掛金	44,075	45,257
有価証券	11,139	8,811
たな卸資産	15,606 ₁	16,702 ₁
繰延税金資産	3,056	2,738
その他	8,121	8,880
貸倒引当金	44	13
流動資産合計	140,961	134,309
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	40,483	38,791
機械装置及び運搬具（純額）	27,133	25,883
工具、器具及び備品（純額）	10,902	9,643
土地	12,566	12,514
リース資産（純額）	307	374
建設仮勘定	16,122	16,722
有形固定資産合計	107,516	103,930
無形固定資産	2,322	2,199
投資その他の資産		
投資有価証券	42,526	35,220
繰延税金資産	947	785
その他	3,693	3,956
貸倒引当金	0	0
投資その他の資産合計	47,166	39,963
固定資産合計	157,005	146,093
資産合計	297,967	280,402

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	31,867	29,507
短期借入金	6,452	5,481
リース債務	103	126
未払法人税等	2,315	1,810
繰延税金負債	32	118
賞与引当金	3,301	3,288
役員賞与引当金	148	83
その他	11,315	11,053
流動負債合計	55,537	51,470
固定負債		
社債	10,000	10,000
リース債務	210	254
繰延税金負債	8,150	5,113
退職給付引当金	4,748	5,216
役員退職慰労引当金	123	68
資産除去債務	68	68
その他	2,358	2,186
固定負債合計	25,660	22,907
負債合計	81,198	74,378
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,514	30,514
資本剰余金	29,825	29,825
利益剰余金	164,017	166,040
自己株式	16,793	18,534
株主資本合計	207,564	207,846
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	13,329	9,456
為替換算調整勘定	19,686	25,804
その他の包括利益累計額合計	6,356	16,348
新株予約権	18	36
少数株主持分	15,542	14,489
純資産合計	216,769	206,024
負債純資産合計	297,967	280,402

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
売上高	124,463	109,326
売上原価	93,762	82,483
売上総利益	30,701	26,843
販売費及び一般管理費	15,541 ₁	15,722 ₁
営業利益	15,160	11,120
営業外収益		
受取利息	270	260
受取配当金	237	281
持分法による投資利益	631	528
受取ロイヤリティー	463	459
雑収入	309	581
営業外収益合計	1,911	2,111
営業外費用		
支払利息	140	148
為替差損	490	747
雑損失	135	386
営業外費用合計	766	1,282
経常利益	16,305	11,949
特別利益		
固定資産売却益	31	28
特別利益合計	31	28
特別損失		
災害による損失	-	3,796 ₂
固定資産除却損	341	159
固定資産臨時償却費	851 ₂	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	33	-
特別損失合計	1,226	3,955
税金等調整前四半期純利益	15,110	8,021
法人税等	4,524	2,440
少数株主損益調整前四半期純利益	10,586	5,581
少数株主利益	1,670	1,318
四半期純利益	8,915	4,263

【四半期連結包括利益計算書】
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	10,586	5,581
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,784	3,875
為替換算調整勘定	6,958	6,220
持分法適用会社に対する持分相当額	367	898
その他の包括利益合計	9,109	10,994
四半期包括利益	1,476	5,413
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	933	5,728
少数株主に係る四半期包括利益	542	315

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	15,110	8,021
減価償却費	9,147	8,881
貸倒引当金の増減額（は減少）	27	36
賞与引当金の増減額（は減少）	27	4
退職給付引当金の増減額（は減少）	75	483
受取利息及び受取配当金	507	541
支払利息	140	148
持分法による投資損益（は益）	631	528
固定資産除売却損益（は益）	309	131
固定資産臨時償却費	851	-
売上債権の増減額（は増加）	3,618	3,004
たな卸資産の増減額（は増加）	1,392	1,996
仕入債務の増減額（は減少）	843	757
その他	1,138	532
小計	24,739	11,401
利息及び配当金の受取額	855	1,018
利息の支払額	140	136
法人税等の支払額又は還付額（は支払）	3,041	3,263
確定拠出年金移行に伴う未払金の支払額	6,882	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	15,531	9,020
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	2,678	2,100
定期預金の払戻による収入	2,155	2,939
有価証券の取得による支出	-	1,000
有形固定資産の取得による支出	12,146	9,728
有形固定資産の売却による収入	138	304
無形固定資産の取得による支出	306	757
有価証券及び投資有価証券の売却及び償還による収入	-	1,209
その他	184	492
投資活動によるキャッシュ・フロー	13,023	9,625
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	1,207	974
少数株主からの払込みによる収入	-	22
自己株式の取得による支出	2,501	1,741
配当金の支払額	2,262	2,239
少数株主への配当金の支払額	836	356
その他	35	67
財務活動によるキャッシュ・フロー	6,843	5,356
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,861	2,334
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	7,197	8,296
現金及び現金同等物の期首残高	66,839	63,529
現金及び現金同等物の四半期末残高	59,642	55,233

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

該当事項はありません。

【会計方針の変更等】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(会計方針の変更) 第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しております。 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。 なお、これによる影響については、「1株当たり情報に関する注記」に記載しております。

【追加情報】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用) 第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。 なお、当社は前第2四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用しております。また、前第2四半期連結累計期間の1株当たり情報の算定にあたり、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しております。
(連結納税制度の適用) 第1四半期連結会計期間より、連結納税制度を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)																												
<p>1. たな卸資産の内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>製品</td> <td>8,207百万円</td> </tr> <tr> <td>仕掛品</td> <td>3,053百万円</td> </tr> <tr> <td>原材料及び貯蔵品</td> <td>4,345百万円</td> </tr> </table> <p>2. 偶発債務</p> <p>保証債務</p> <p>金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。</p> <table> <tr> <td>従業員の住宅資金借入金</td> <td>5百万円</td> </tr> </table> <p>3. コミットメントライン契約</p> <p>当社は資金調達の効率化及び安定性の確保を目的とし、取引金融機関10社とシンジケーション方式によるコミットメントライン契約を締結しております。</p> <p>この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>コミットメント ラインの総額</td> <td>10,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>- 百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>10,000百万円</td> </tr> </table>	製品	8,207百万円	仕掛品	3,053百万円	原材料及び貯蔵品	4,345百万円	従業員の住宅資金借入金	5百万円	コミットメント ラインの総額	10,000百万円	借入実行残高	- 百万円	差引額	10,000百万円	<p>1. たな卸資産の内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>製品</td> <td>8,954百万円</td> </tr> <tr> <td>仕掛品</td> <td>3,331百万円</td> </tr> <tr> <td>原材料及び貯蔵品</td> <td>4,417百万円</td> </tr> </table> <p>2. 偶発債務</p> <p>保証債務</p> <p>同左</p> <table> <tr> <td>従業員の住宅資金借入金</td> <td>3百万円</td> </tr> </table> <p>3. コミットメントライン契約</p> <p>当社は資金調達の効率化及び安定性の確保を目的とし、取引金融機関10社とシンジケーション方式によるコミットメントライン契約を締結しております。</p> <p>この契約に基づく当第2四半期連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>コミットメント ラインの総額</td> <td>10,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>- 百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>10,000百万円</td> </tr> </table>	製品	8,954百万円	仕掛品	3,331百万円	原材料及び貯蔵品	4,417百万円	従業員の住宅資金借入金	3百万円	コミットメント ラインの総額	10,000百万円	借入実行残高	- 百万円	差引額	10,000百万円
製品	8,207百万円																												
仕掛品	3,053百万円																												
原材料及び貯蔵品	4,345百万円																												
従業員の住宅資金借入金	5百万円																												
コミットメント ラインの総額	10,000百万円																												
借入実行残高	- 百万円																												
差引額	10,000百万円																												
製品	8,954百万円																												
仕掛品	3,331百万円																												
原材料及び貯蔵品	4,417百万円																												
従業員の住宅資金借入金	3百万円																												
コミットメント ラインの総額	10,000百万円																												
借入実行残高	- 百万円																												
差引額	10,000百万円																												

(四半期連結損益計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)																																
<p>1. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>給料賞与諸手当</td> <td>5,161百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>1,209百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>666百万円</td> </tr> <tr> <td>役員賞与引当金繰入額</td> <td>98百万円</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td>5百万円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>2百万円</td> </tr> </table> <p>2. 固定資産臨時償却費</p> <p>当社本社建物の建替えを決定したことに伴い、取壊し予定の建物等の耐用年数を見直し、従来と変更後の帳簿価額との差を固定資産臨時償却費に計上しており、内容は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>851百万円</td> </tr> </table>	給料賞与諸手当	5,161百万円	賞与引当金繰入額	1,209百万円	退職給付費用	666百万円	役員賞与引当金繰入額	98百万円	役員退職慰労引当金繰入額	5百万円	貸倒引当金繰入額	2百万円	建物及び構築物	851百万円	<p>1. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>給料賞与諸手当</td> <td>4,942百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>1,240百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>818百万円</td> </tr> <tr> <td>役員賞与引当金繰入額</td> <td>74百万円</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td>26百万円</td> </tr> </table> <p>2. 災害による損失の内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>災害による操業・営業休止期間中の固定費</td> <td>3,706百万円</td> </tr> <tr> <td>災害資産の原状回復費用等</td> <td>19百万円</td> </tr> <tr> <td>災害によるたな卸資産の滅失損失</td> <td>15百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>53百万円</td> </tr> </table>	給料賞与諸手当	4,942百万円	賞与引当金繰入額	1,240百万円	退職給付費用	818百万円	役員賞与引当金繰入額	74百万円	役員退職慰労引当金繰入額	26百万円	災害による操業・営業休止期間中の固定費	3,706百万円	災害資産の原状回復費用等	19百万円	災害によるたな卸資産の滅失損失	15百万円	その他	53百万円
給料賞与諸手当	5,161百万円																																
賞与引当金繰入額	1,209百万円																																
退職給付費用	666百万円																																
役員賞与引当金繰入額	98百万円																																
役員退職慰労引当金繰入額	5百万円																																
貸倒引当金繰入額	2百万円																																
建物及び構築物	851百万円																																
給料賞与諸手当	4,942百万円																																
賞与引当金繰入額	1,240百万円																																
退職給付費用	818百万円																																
役員賞与引当金繰入額	74百万円																																
役員退職慰労引当金繰入額	26百万円																																
災害による操業・営業休止期間中の固定費	3,706百万円																																
災害資産の原状回復費用等	19百万円																																
災害によるたな卸資産の滅失損失	15百万円																																
その他	53百万円																																

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1. 現金及び現金同等物の当第2四半期連結累計期間 末残高と当第2四半期連結貸借対照表に掲記されて いる科目の金額との関係(平成22年9月30日現在)	1. 現金及び現金同等物の当第2四半期連結累計期間 末残高と当第2四半期連結貸借対照表に掲記されて いる科目の金額との関係(平成23年9月30日現在)
現金及び預金勘定 52,841百万円 有価証券勘定 11,285百万円 預入れ期間が3か月を 超える定期預金 4,484百万円 預入れ期間が3か月を 超える譲渡性預金 - 百万円	現金及び預金勘定 51,932百万円 有価証券勘定 8,811百万円 預入れ期間が3か月を 超える定期預金 4,510百万円 預入れ期間が3か月を 超える譲渡性預金 1,000百万円
現金及び現金同等物 59,642百万円	現金及び現金同等物 55,233百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月24日 取締役会	普通株式	2,262	13.00	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年10月28日 取締役会	普通株式	2,239	13.00	平成22年9月30日	平成22年11月29日	利益剰余金

2 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

1 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月23日 取締役会	普通株式	2,239	13.00	平成23年3月31日	平成23年6月29日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年10月28日 取締役会	普通株式	2,223	13.00	平成23年9月30日	平成23年11月29日	利益剰余金

2 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

前第2四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

(単位：百万円)

	自動車 機器事業	コンポーネ ンツ事業	電子応用 製品事業	その他 (注)1	調整額 (注)2	四半期連結損益 計算書計上額 (注)3
売上高						
外部顧客への売上高	85,893	15,918	22,549	101	-	124,463
セグメント間の内部 売上高又は振替高	41	4,100	37	1,090	5,269	-
計	85,934	20,018	22,587	1,192	5,269	124,463
セグメント利益	11,934	2,545	1,524	3	846	15,160

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない身体障害者雇用促進事業、グループに対する金融・経営サービス等の事業活動を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額 846百万円には、セグメント間取引消去1,269百万円、のれん償却額 18百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 2,166百万円、たな卸資産の調整額48百万円、固定資産の調整額20百万円等が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない基礎的試験研究費及び管理部門に係る費用であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第2四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

(単位：百万円)

	自動車 機器事業	コンポーネ ンツ事業	電子応用 製品事業	その他 (注)1	調整額 (注)2	四半期連結損益 計算書計上額 (注)3
売上高						
外部顧客への売上高	74,763	11,914	22,597	51	-	109,326
セグメント間の内部 売上高又は振替高	116	4,482	189	848	5,635	-
計	74,879	16,396	22,786	899	5,635	109,326
セグメント利益又は 損失()	11,082	676	1,162	24	1,776	11,120

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない身体障害者雇用促進事業、グループに対する金融・経営サービス等の事業活動を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額 1,776百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 2,980百万円、セグメント間取引消去1,200百万円等が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない基礎的試験研究費及び管理部門に係る費用であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されるため、該当する事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	51.38円	24.85円
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	8,915	4,263
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	8,915	4,263
普通株式の期中平均株式数(千株)	173,526	171,562

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(会計方針の変更)

第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日)を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の前第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

当第2四半期連結累計期間
(自平成23年4月1日
至平成23年9月30日)

(自己株式の消却)

当社は、平成23年9月28日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却を行うことを決議し、自己株式の消却を以下のとおり実施いたしました。

(1) 自己株式消却に関する取締役会の決議内容

消却する株式の種類

当社普通株式

消却する株式の総数

1,340,000株

消却予定日

平成23年10月12日

(2) 消却日

平成23年10月12日

(3) 上記の消却後の発行済株式の総数は、180,000,000株であります。

(タイの洪水による被害の発生について)

平成23年10月にタイで発生した洪水により、同国パトムタニー県にある当社連結子会社のAsian Stanley International Co., Ltd.及び持分法適用会社のThai Stanley Electric Public Co., Ltd.が被害を受けております。

(1) 被害状況

現在、両拠点の建物において浸水被害を受けております。そのため、平成23年10月21日より両拠点を一時閉鎖しており、現在復旧を進めております。復旧の見通し及び今後の営業活動に及ぼす影響は、当四半期報告書提出日現在において確定しておりません。

(2) 損害額

損害額は算定中であり、当四半期報告書提出日現在において確定しておりません。

2 【その他】

平成23年10月28日開催の取締役会において、次のとおり中間配当を行う旨決議いたしました。

中間配当金の総額	2,223百万円
1株当たりの金額	13.00円
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成23年11月29日
中間配当基準日	平成23年9月30日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年11月11日

スタンレー電気株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野村 哲明

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森本 泰行

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秋山 俊夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているスタンレー電気株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、スタンレー電気株式会社及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。